

令和元年8月の前線に伴う大雨に係る被害状況等について
(第10報)

1 厚生労働省における対応

- (1) 8/28 06:00 厚生労働省災害情報連絡室設置
8/28 13:00 第1回省内課長級会議開催

(2) 職員の現地等への派遣状況

- 8月29日 厚生労働省本省職員を佐賀県に1名派遣。
8月30日 厚生労働省本省職員を佐賀県に1名派遣。

2 医療関係

(1) 医療関係全般

- 8月27日 熊本県 17:13 EMIS 警戒モードに切り替え。
→8月31日 EMIS 通常モードに切り替え
8月27日 佐賀県 22:32 EMIS 警戒モードに切り替え。
→8月28日 EMIS 災害モードに切り替え。
8月28日 長崎県 00:30 EMIS 警戒モードに切り替え。
→8月28日 EMIS 通常モードに切り替え。
8月28日 福岡県 06:45 EMIS 警戒モードに切り替え。
→8月30日 EMIS 通常モードに切り替え
8月28日 山口県 08:28 EMIS 警戒モードに切り替え。
→8月30日 EMIS 通常モードに切り替え
8月28日 大分県 09:00 EMIS 警戒モードに切り替え。
→8月28日 EMIS 通常モードに切り替え。
8月28日 広島県 12:09 EMIS 警戒モードに切り替え。
→8月28日 EMIS 通常モードに切り替え。

(2) 医療施設の被害状況

・佐賀県

1病院で1階床上浸水。入院患者は2階のため、現状問題なし。

1病院で停電、浸水。入院患者は避難済み。

1病院で1階床上浸水したが、解消。入院患者は2、3階に避難。基本的には入院診療を継続する方針。状況の変化に応じて適切な対応を行う。

(3) DMAT の活動状況

福岡県 5隊派遣中 1 隊待機中

佐賀県 3隊活動中

長崎県 2隊派遣中

熊本県 1隊派遣中

鹿児島県 2隊派遣中

(4) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

現時点で、製造販売（メーカー）・卸について、一部配送遅延が発生しているが、安定供給に大きな支障は出ていない。引き続き情報収集に努める。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

① 断水の状況

・現時点で復旧済み。

県・市町村名	断水戸数 (戸)		断水期間	被害等の状況
	最大	現在		
【佐賀県】 佐賀市	750	0	8/28～30	・送水管破損のため断水（復旧済み）
たけおし 武雄市	7	0	8/29	・配水管破損のため断水（復旧済み）
唐津市	3	0	8/29	・配水管破損のため断水（復旧済み）
おぎし 小城市	11	0	8/28	・配水管破損のため断水（復旧済み）
【長崎県】 佐世保市	615	0	8/27～28	・浄水場冠水のため断水（復旧済み）
いきし 壱岐市	450	0	8/29	・配水管破損のため断水（復旧済み）
松浦市	17	0	8/27～30	・配水管破損のため断水（復旧済み）
【福岡県】 やめし 八女市	1,039	0	8/28～29	・浄水場冠水に伴う送水ポンプ停止のため断水（復旧済み）
【山口県】 下関市	23	0	8/29	・配水管破損のため断水（復旧済み）
合計	2,915	0		

4 社会福祉施設等関係

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨の影響による社会福祉施設等の

被害情報の収集とともに、情報提供を依頼。また、併せて都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、速やかに避難するなど必要な行動をとるよう注意喚起を依頼した（8/28）。

(1) 高齢者関係施設の被害状況

佐賀県佐賀市、唐津市、多久市、大町町、白石町の特別養護老人ホーム1か所、介護老人保健施設1か所、有料老人ホーム1か所、介護療養型医療施設1か所、通所介護事業所1か所、宅老所2か所の計7か所において、床上浸水や雨漏りなどの建物被害あり。長崎県平戸市の特別養護老人ホーム1か所において床上浸水の被害あり。人的被害なし。引き続き情報収集に努める。

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

佐賀県鳥栖市、神埼市の障害者支援施設2か所において、雨漏りの被害あり。人的被害なし。引き続き情報収集に努める。

(3) 児童関係施設等の被害状況

佐賀県佐賀市の児童養護施設1か所、保育所1か所、認定こども園1か所、小規模保育事業所1か所で床上浸水や雨漏りの被害あり。児童養護施設の入所児童は同施設の2階以上に退避中。人的被害なし。引き続き情報収集に努める。

(4) その他

8月29日付けで、各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者の緊急的な受入れ、避難者への対応を依頼するとともに、法人間、関係団体との連携による職員の応援確保を要請。

また、8月30日、以下の関係団体に対し、上記についての協力を要請。

	団体数	団体名
高齢者関係	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日本認知症グループホーム協会</u> ・ <u>全国グループホーム団体連合会</u> ・ <u>全国老人福祉施設協議会</u> ・ <u>高齢者住まい事業者団体連合会</u> ・ <u>全国軽費老人ホーム協議会</u> ・ <u>日本介護支援専門員協会</u> ・ <u>全国地域包括・在宅介護支援センター協議会</u> ・ <u>日本在宅介護協会</u> ・ <u>全国農業協同組合中央会</u>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日本生活協同組合連合会</u> ・ <u>「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会</u> ・ <u>市民福祉団体全国協議会</u> ・ <u>全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会</u> ・ <u>24時間在宅ケア研究会</u> ・ <u>全国老人保健施設協会</u>
<u>子ども関係</u>	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日本保育協会</u> ・ <u>全国私立保育園連盟</u> ・ <u>全国保育協議会</u> ・ <u>全国保育士会</u> ・ <u>全国児童養護施設協議会</u> ・ <u>全国乳児福祉協議会</u> ・ <u>全国児童自立支援施設協議会</u> ・ <u>全国児童心理治療施設協議会</u> ・ <u>全国自立援助ホーム協議会</u> ・ <u>全国母子生活支援施設協議会</u> ・ <u>日本ファミリーホーム協議会</u> ・ <u>全国婦人保護施設等連絡協議会</u> ・ <u>日本子ども・子育て支援センター連絡協議会</u> ・ <u>子育てひろば全国連絡協議会</u> ・ <u>全国学童保育連絡協議会</u> ・ <u>児童健全育成推進財団</u>
<u>障害児・者関係</u>	34	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日本知的障害者福祉協会</u> ・ <u>全国身体障害者施設協議会</u> ・ <u>全国社会就労センター協議会</u> ・ <u>きょうされん</u> ・ <u>日本セルフセンター</u> ・ <u>全国就業支援ネットワーク</u> ・ <u>全国就労移行支援事業所連絡協議会</u> ・ <u>就労継続支援A型事業所全国協議会</u> ・ <u>日本相談支援専門員協会</u> ・ <u>全国地域生活支援ネットワーク</u> ・ <u>全国地域で暮らそうネットワーク</u> ・ <u>障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会</u> ・ <u>全国手をつなぐ育成会連合会</u> ・ <u>障害児・者相談支援事業全国連絡協議会</u> ・ <u>日本肢体不自由児協会</u> ・ <u>全国重症心身障害児（者）を守る会</u> ・ <u>日本重症心身障害福祉協会</u> ・ <u>全国肢体不自由児者施設運営協議会</u>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全国盲ろう難聴児施設協議会</u> ・ <u>全国児童発達支援協議会</u> ・ <u>全国発達支援通園事業連絡協議会</u> ・ <u>全国肢体不自由児者父母の会連合会</u> ・ <u>全国重症心身障害日中活動支援協議会</u> ・ <u>日本筋ジストロフィー協会</u> ・ <u>日本ダウン症協会</u> ・ <u>日本自閉症協会</u> ・ <u>発達障害者支援センター全国連絡協議会</u> ・ <u>日本発達障害ネットワーク</u> ・ <u>全国視覚障害者情報提供施設協会</u> ・ <u>全国聴覚障害者情報提供施設協会</u> ・ <u>日本盲人社会福祉施設協議会</u> ・ <u>日本肢体不自由児療護施設連絡協議会</u> ・ <u>日本訪問看護財団</u> ・ <u>全国訪問看護事業協会</u>
<u>その他</u>	<u>3</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全国社会福祉法人経営者協議会</u> ・ <u>日本介護福祉士会</u> ・ <u>日本社会福祉士会</u>
<u>計</u>	<u>68</u>	

5 保健・衛生関係

(1) 人工透析

各都道府県に対し、大雨に伴い、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した（8/28）。

また、福岡県透析医会、佐賀県透析医会、長崎県透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した（8/28）。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者

福岡県・佐賀県・長崎県及び管内の指定都市・中核市に対し、8月27日頃にかけての大雨に伴い、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請した（8/28）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼した（8/28）。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) DHEAT について

佐賀県より DHEAT の応援派遣について調整の依頼があり、保健医療調整本部及び保健所の指揮調整機能を応援するため、以下のとおり派遣調整を行った（8/30）。

【派遣状況】

派遣先	活動場所	チーム数		派遣期間	派遣元
		派遣	活動中		
佐賀県	① 佐賀県庁保健医療調整本部 ② 杵藤保健福祉事務所	2	2	① 8月31日～9月6日 ② 8月31日～9月7日	①熊本県 ②大分県

(4) 被災者の健康管理

- 福岡県、佐賀県、長崎県に対し、保健活動に関する状況の確認と連絡体制の確保を要請した（8/28）。
- 都道府県、保健所設置市、特別区に、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するため、以下の事務連絡等を送付し、被災者への対応を要請した。引き続き情報収集に努める。
 - ・ 8月29日付 「「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」（令和元年8月29日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
 - ・ 8月29日付「被災地における熱中症予防について」（令和元年8月29日付け健康局健康課地域保健室事務連絡）
- 8月29日付「令和元年8月の前線に伴う大雨に係る被害地域における感染症予防対策について」（令和元年8月29日付け健康局結核感染症課事務連絡）で、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、感染症の予防法、浸水後の衛生対策や消毒方法等について、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した。
- 「避難所内のトイレの衛生管理について」、「浸水した家屋の感染症対策」等のリーフレットを送付し、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した（8/29）。
- アレルギー疾患への対応について、都道府県のアレルギー担当部局に対し、8月30日に日本小児アレルギー学会が作成している「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」および「災害時子供のアレルギー疾患対応ポスター」の共有を行い、避難所におけるアレルギー疾患対策の周知を依頼した。

(5) その他

- ① 感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況
 - ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。
- ② 保健衛生施設等の被害状況
 - ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

6 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

現時点の被害状況は以下のとおり。引き続き情報収集に努める。

	被害件数	詳細状況
福岡県	那珂川市 1 件	床下浸水、開局可
福岡県	久留米市 4 件	床上浸水 2 件、床下浸水 2 件 いずれも開局可
佐賀県	武雄市 13 件	床上浸水 13 件 うち開局可 8 件、開局不可 4 件、不明 1 件
佐賀県	杵島郡大町町 2 件	床上浸水 2 件 うち開局可 1 件、開局不可 1 件
佐賀県	小城市 4 件	床上浸水 4 件 うち開局可 3 件、不明 1 件
佐賀県	杵島郡白石町 4 件	床上浸水 3 件 うち開局可 1 件、開局不可 2 件 床下浸水 1 件、開局可
佐賀県	佐賀市 30 件	床上浸水 28 件 うち開局可 26 件、不明 2 件 床下浸水 2 件、開局可
佐賀県	多久市 2 件	床上浸水 2 件、開局可

(2) 輸血用血液製剤関係

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物関係

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

7 障害福祉関係

(1) 利用者関係

- 8月28日付けで、佐賀県に対して、被災した要援護障害者等について、市町村より特段の配慮（被災し、利用者負担をすることが困難な者

について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いするとともに、被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を周知。

- 8月28日付けで、佐賀県に対して、一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について周知。
- 8月28日付けで、佐賀県に対して、避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について周知。

(2) 事業者関係

- 8月28日付けで、市町村が障害者（児）についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。

(3) 特別児童扶養手当等

- 8月28日付けで、特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者を所得制限の対象外とする等の特例措置について都道府県等に要請。

8 介護保険関係

(1) 利用者関係

- 被災した要介護高齢者等への対応について

8月28日付けで、佐賀県（管内市町村）に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県にも連絡。

また、同日付で、各都道府県および被災地市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出。

9 児童福祉関係

(1) 利用者関係

- 8月28日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・ 保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等
 - ・ 母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である

自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること

(2) 事業者関係

- 8月28日付けで、各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。

(3) その他

- 8月28日付けで、各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える等
- 8月28日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置
 - ・母子父子寡婦福祉貸付金に係る償還金の支払いの猶予等

10 医療保険関係

(1) 通知等の発出状況

- 8月28日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 - ※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和元年8月28日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付。
 - ※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 8月28日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 - ※「令和元年8月の前線に伴う大雨に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和元年8月28日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付。
- 8月28日付 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等

の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和元年8月28日付け保険局保険課事務連絡）を送付。

- 8月28日付 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県及び地方厚生（支）局に要請。

※「令和元年8月の前線に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和元年8月28日付け保険局医療課事務連絡）を送付。

- 8月28日付 公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に連絡

※「令和元年8月の前線に伴う大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和元年8月28日付け関係課連名事務連絡）を送付。

11 年金関係

8月28日付

日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、各市町村に対しても周知。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について（通知）」の再周知について、令和元年8月28日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

8月28日付

年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。

12 労働関係

(1) 労働災害関係

現時点で被害報告なし。引き続き情報収集に努める。

(2) 労災保険関係

- ・ 8月29日付けで、労災保険給付の請求について、事業主証明が受けられなくとも請求書を受理する等、手続の簡略化を図る旨、各労働局に指示。

(3) 勤労者生活関係

勤労者退職金共済機構

- ・ 8月29日付けで、被災した共済契約者（事業場）の掛金について、納付期間を延長することができること、支払手続を簡素化すること等の取扱いが可能な旨をホームページにて周知。
- ・ 8月29日付けで、被災した財形持家融資返済中の方に対する返済猶予措置等をホームページにて周知。

13 雇用関係

(1) 雇用保険

- ・ 8月28日付 各労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示。（事務連絡「令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」）
 - ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
 - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと
- ・ 8月30日付事務連絡で、事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等を行うよう、都道府県労働局に指示。（事務連絡「令和元年8月の前線に伴う大雨の被災事業場に係る労働保険料等の取扱いについて」）

(2) 障害者雇用関係

- ・ 8月30日付事務連絡で、被災地域に事業所のある企業については、企業からの申し出により、障害者雇用納付金の納付期限を猶予していただくよう独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して要請。こうした要請を行った旨を、都道府県労働局に対しても周知。（事務連絡「令和元年8月の前線に伴う大雨による災害の被災事業主に係る障害者雇用納付金の取扱いについて」）

14 災害ボランティア関係

(1) 福岡県

1) 筑後市

- ・ 筑後市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを8月30日（金）に設置し、8月31日（土）、9月1日（日）に活動を行う予定。
- ・ ボランティアの募集は、市内在住・在勤の方に限る。

(2) 佐賀県

1) 多久市

- ・ 多久市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを8月29日（木）に設置し、8月31日（土）から活動を行う予定。

2) 小城市

- ・ 小城市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを8月29日（木）に設置し、8月31日（土）から活動を行う予定。
- ・ ボランティアの募集は、市内在住の方に限る。

※ 他の地域においても、災害ボランティアセンター開設の必要性等の検討のため、情報収集中。

15 消費生活協同組合関係

- 8月28日付で、共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。

16 独立行政法人福祉医療機構関係

- 8月28日付で、相談窓口を設置し、社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資、返済猶予についての相談を開始。

17 厚生局及び労働局の被害状況等

(1) 厚生局

現時点で人的・物的被害無し。引き続き情報収集に努める。
九州厚生局（福岡）、佐賀事務所、長崎事務所は通常通り開庁。

(2) 労働局

- ・ 現時点で人的・物的被害無し。引き続き情報収集に努める。
(8/28の閉庁状況)
- ・ 福岡労働局小郡市ふるさとハローワーク、久留米市ジョブプラザ、ハローワーク久留米相談窓口、ハローワーク久留米マザーズコーナーについて終日閉庁。柳川市ふるさとハローワーク（16時以降閉庁）。
- ・ 佐賀労働局ヤングハローワークさが、ふるさとハローワーク多久につ

いて終日閉庁。

以上